

一般社団法人日本糖尿病・妊娠学会 定款

制定 平成27年10月1日
変更 平成27年11月20日
平成28年11月18日
平成29年12月2日
平成30年11月23日
令和元年11月22日
令和2年11月14日
令和6年11月22日

一般社団法人日本糖尿病・妊娠学会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人日本糖尿病・妊娠学会と称し、英文表記は The Japanese Society of Diabetes and Pregnancy とする。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都港区に置く。

(目的)

第3条 この法人は、糖尿病と妊娠に関する学理およびその応用の研究調査並びにそれについての発表、知識の交換、会員相互の交流、情報等の提供、啓発活動を行うことにより、糖尿病およびこれに準ずる病態を有する妊婦の管理とその児の安全性確保等の進歩をはかり、もってわが国における学術の発展と国民の福祉と健康に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 1 学術集会等の開催
- 2 会誌、書籍、資料等の発信
- 3 研究の奨励および研究業績の表彰
- 4 国内外の関係学術団体との連絡および提携
- 5 その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第2章 会員

(会員)

第5条 この法人の会員は次の4種とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人
- (2) 賛助会員 この法人の目的、事業を賛助するため入会した個人又は団体
- (3) 名誉理事長 この法人の初代理事長をもってこれにあてる
- (4) 名誉会員 この法人の発展に尽くし、学術上顕著な功績のあった者で、理事会が推薦した者

2 前項の会員のうち、正会員、名誉理事長、名誉会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下、法人法とする）上の社員（以下、社員と言う）とする。

(会員の資格取得)

第6条 この法人の会員になろうとする者は、別に定めるところにより申込みをし、理事長の承認を受けなければならない。ただし、名誉会員に推薦された者は、入会の手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

(経費の負担)

第7条 この法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、毎年、会員は、別に定める額を支払う義務を負う。ただし、名誉会員は会費を納めることを要しない。

(任意退会)

第8条 会員は、別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次のいずれかに該当するに至ったときは、社員総会（以下、総会という）の決議によって当該会員を除名することができる。

- (1) この定款その他の規則に違反したとき。
- (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次のいずれかに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の支払義務を3年以上履行しなかったとき。
- (2) 総会員が同意したとき。
- (3) 当該会員が死亡し、又は解散したとき。

第3章 社員総会

(構成)

第11条 総会は、全ての社員をもって構成する。

(権限)

第12条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 計算書類等の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(総会の開催)

第13条 総会は、定時総会として事業年度終了後3ヶ月以内に毎年1回開催するほか、必要がある場合に臨時総会を開催する。

(招集)

第14条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 総社員の議決権の10分の1以上の議決権を有する社員は、理事長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

(議長)

第15条 総会の議長は、当該総会において社員の中から選出する。また、総会の議長は年次学術集会長が行う。

(議決権)

第16条 総会における議決権は、社員1名につき1個とする。

(決議)

第17条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総会の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以

上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項
(議事録)

第18条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び出席した理事の中から議事録署名人2名を議長が指名し、前項の議事録に記名押印する。

第4章 役員等

(役員を設置)

第19条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上30名以内
- (2) 監事2名以内

2 理事のうち1名を理事長とし、理事長をもって法人法上の代表理事とする。

3 理事長以外の理事のうち、副理事長を1名、常務理事を若干名とする。

(役員等の選任)

第20条 理事は、評議員によって評議員の中から選ばれた理事候補者から、総会の決議によって選任する。

2 監事は、理事によって社員の中から推薦された候補者から、総会の決議によって選任する。

3 理事候補者及び監事候補者の選出方法は別に定める。

4 理事長及び副理事長並びに常務理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

5 年次学術集会長は理事会が正会員の中から推薦し、理事会で選任する。理事は年次学術集会長を兼務することができる。

(役員等の職務及び権限)

第21条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、副理事長及び常務理事は、理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。

3 年次学術集会長は年次学術集会の会長を務める。理事でない年次学術集会長は、必要に応じて理事会に出席して意見を述べるができるが、議決権は有しない。

4 名誉理事長および名誉会員は、理事会に出席し意見を述べるができるが、議決権は有しない。

(監事の職務及び権限)

第22条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第23条 理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

2 監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。

3 増員又は補欠として選任された理事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

4 補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

5 理事又は監事は、第19条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第24条 理事又は監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第25条 理事及び監事に対して、その職務執行の対価として、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、総会の決議を経て、報酬等として支給することができる。

(役員責任免除)

第26条 この法人は法人法111条第1項に規定する損害賠償責任について、役員等が職務を行うにつき善意でかつ重大な過失がない場合において、責任の原因となった事実の内容、その役員等の職務執行の状況その他の事情を勘案し、特に必要と認めるときは、法令に定める最低責任限度額を控除して得た金額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問)

第27条 この法人に、理事長が必要と認めた場合には2名以内の顧問を置くことができる。

2 顧問は、この法人の業務全般について、理事長の諮問に応じて助言を行う。

3 顧問は、学識経験者の中から理事会で選任し、理事長が委嘱する。

4 顧問の任期は、その委嘱した理事長の在任期間とする。

5 顧問は、理事長の要請に応じて社員総会・理事会・評議員会に出席することができ、理事長に対し、意見を述べ又は助言を行うことができる。ただし、議決権は有さない。

第5章 理事会及び評議員会

(理事会の設置)

第28条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第29条 理事会は、次の職務を行う。

(1) この法人の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 理事長及び副理事長並びに常務理事の選定及び解職

(理事会の招集)

第30条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、他の理事が理事会を招集する。

(理事会の決議)

第31条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があつたものとみなす。

(理事会議事録)

第32条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事長及び監事が前項の議事録に記名押印する。

(評議員会の設置)

第33条 この法人には評議員会をおく。

2 評議員は社員によって正会員の中から選出する。

3 評議員の選出方法は別に定める。

4 評議員の任期は2年とし、再任を妨げない。

5 評議員は評議員会を組織して、理事会の諮問があった事項、その他必要と認める事項について助言する。

第6章 計算

(事業年度)

第34条 この法人の事業年度は、毎年10月1日に始まり翌年9月30日に終わる。

(事業報告及び決算)

第35条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、第2号及び第3号の書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 貸借対照表

(3) 損益計算書(正味財産増減計算書)

2 前項の規定により報告され、又は承認を受けた書類のほか、監査報告を主たる事務所に5年間備え置くとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(剰余金の分配の制限)

第36条 この法人は剰余金の分配は行わない。

第7章 定款の変更、合併及び残余財産の帰属

(定款の変更)

第37条 この定款は、総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第38条 この法人は、総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第39条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第8章 公告の方法

(公告の方法)

第40条 この法人の公告は、主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する。

第9章 附則

(細則等)

第41条 この法人の運営に関し必要な施行細則等は、理事会の決議を経て、理事長がこれを定める。

(法令の準拠)

第42条 本定款に定めのない事項は、すべて法人法その他の法令に従う。